

令和8年度分(2026 年度分)八王子市マタニティキーホルダー及び母子バッグ
無償提供事業者募集要項

1 趣旨

八王子市(以下「市」という。)では、妊娠中の方が公共交通機関の利用時などに周囲の方からの配慮を受けられるようにマタニティキーホルダーを身につけていただくことを推奨しており、母子健康手帳交付時に保健サービスや相談支援に関する情報等の冊子類と一緒に持ち帰り用の母子バッグ(手さげ袋)に入れて配布しています。

この趣旨に賛同し、マタニティキーホルダー及び母子バックを無償で提供していただける無償提供事業者(以下「事業者」という。)を募集します。

2 募集する無償提供品

(1)マタニティキーホルダー 3,200 個

(大きさ)縦 4～6 cm 横 4～6 cmの範囲のもの

(厚さ) 3～6 mmの範囲のもの

(その他)こども家庭庁(健やか親子21)で指定したマタニティマークを印刷したマタニティキーホルダーを個包装したもの

マタニティキーホルダー「本体」に広告掲載のないもの

なお、マタニティキーホルダー配布の際、一定条件を満たせば一緒に企業等の広告を掲載した物品を配布することは差支えないこととします。

※マタニティマークの詳細については、こども家庭庁のホームページを参照のこと。

(2)母子バッグ(手さげ袋) 3,200 枚

(大きさ)母子健康手帳交付時に配布する各種資料(A4サイズで 厚さ 3 cm 程度)が収まること。

(耐久性)重さ 1kg 程度を持ち運ぶのに耐えられる強度があるもの。

(その他)配布対象である妊産婦が不快な印象を持たないよう、デザイン等については、配慮すること。

3 納期

令和 8 年(2026 年)3月23日(月)

4 広告内容の留意事項

(1)「八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱」に準ずるものであること。

(2)広告物には、必ず「広告」の表示をし、「市とは無関係」などの文言を記載し、市が広告主の応援や、特定の商品を推奨しているような印象を与えないよう配慮すること。

- (3) 広告物には事業者の名称及び広告主である旨を表示し、広告内容に関する問い合わせ先は、事業者である旨を記載すること。
- (4) 妊産婦が配布対象であるため、デザイン及び表現については、配慮すること。
- (5) 広告物については、事前に市と調整し審査を得たものとする。
- (6) 納品配送料は、事業者の負担とすること。

5 応募資格

- (1) 応募する時点において、市及び他の自治体において指名停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 市区町村税の滞納がないこと。

6 応募方法

次の書類を八王子市こども家庭センターに応募期間内に持参又は郵送すること。
持参の場合の受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

- (1) マタニティキーホルダー及び母子バック無償提供事業者申込書
- (2) 無償提供品及び広告物の配布を行う場合はその見本(各6部)
- (3) 自社及び無償提供事業内容が分かる資料(6部)

7 募集期間

令和7年(2025 年)8 月 1 日(金)から令和7年(2025 年)8 月 15 日(金)
午後 5 時まで

8 選定方法

提出された書類に基づき、計画性、実施体制、創意工夫、デザイン、耐久性、プレゼンテーション資料等を総合的に審査し、1事業者を選定します。
複数の応募者が同等と判断した場合は、抽選により選定します。

9 選定結果の通知

選定結果は、令和7年(2025 年)9 月上旬頃までに文書で通知します。

10 協定の締結

事業者の決定後、マタニティキーホルダー及び母子バックの無償提供に関する協定を締結します。

11 広告物についての責任所在

広告物に関する一切の責任は、事業者及び広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

12 その他

提出された応募書類は、返却しません。当該書類は、応募内容の審査以外では使用しません。

13 納品先

〒192-0062 八王子市大横町 11 番 35 号
大横保健福祉センター内 八王子市こども家庭センター大横 母子保健担当
電話:042-625-9200 FAX:042-627-5887

14 提出・問い合わせ先

〒192-0046 八王子市明神町三丁目 19 番 2 号
東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟 4 階
こども家庭総合センター
電話:042-656-8225 FAX:042-656-8226